

# 学級担任の先生・社会科の先生に『税』の話題を提供！

～北見版～

## くらしを支える税

第 30 号

平成 24 年 8 月

北見市租税教育推進懇話会

8月、子どもたちは夏休み真っ盛りですね！

また、7月27日からオリンピックが始まり、時差はありますが、テレビ等の前で観戦している方は、たくさんいるのではないのでしょうか？

遠いロンドンの地へ応援が届き、日本人選手にはたくさんメダルを取って欲しいですね！

話しは変わりますが、現在、消費税率引き上げを柱とする「税と社会保障の一体改革」に関して国会で審議されています。






消費税（付加価値税）は、世界で最初にフランスとドイツが1968年に導入し、現在では全世界100以上の国や地域で採用されていますが、税率や課税の範囲が国などにより異なります。

そこで、今回は世界の消費税率を地域別に比較してみたいと思います。





「消費税率(付加価値税率)」の国際比較(平成23年1月現在) ～「税制について考えてみよう」(財務省)ほか

### 消費税率・付加価値税率（標準税率）の高い国





#### ○ ヨーロッパ諸国

1位 27%		ハンガリー
2位 25.5%		アイスランド
3位 25%		スウェーデン
//		ノルウェー
//		デンマーク


#### ○ アジア・中東諸国

1位 18%		トルコ
2位 17%		中国
3位 16%		イスラエル
//		パキスタン
//		ヨルダン

#### ○ 北中アメリカ諸国

1位 17.5%		ジャマイカ
//		バルバドス
2位 16%		ドミニカ
//		メキシコ

#### ○ アフリカ諸国

1位 20%		マダガスカル
//		モロッコ
3位 19.25%		カメルーン

#### ○ オセアニア諸国

1位 15%		サモア
//		ニージーランド
//		フィジー

#### ○ 南アメリカ諸国

1位 22%		ウルグアイ
2位 21%		アルゼンチン
3位 19%		チリ

世界全体を見回しても、ヨーロッパ諸国の税率が高いですね！ 税率が高い理由には、EU加盟国は、欧州理事会から標準税率を15%以上とすることが義務付けられていることがあげられます。

# 学級担任の先生・社会科の先生に『税』の話題を提供！

## ○ 消費税法導入とともにきた税法(第一回)

表面に引き続き、消費税のお話です。

消費税法が平成元年4月に導入された時に、砂糖消費税法、通行税法、トランプ類税法、入場税法及び物品税法の国税が廃止されました。地方税ではガス税、電気税及び木材取引税が廃止されました。この廃止された税法について、どのような税法だったのか簡単に概要を説明したいと思います。

### ① 砂糖消費税法

1901年(明治34年)に導入された割と古い税法です。

導入時、砂糖は貴重品で、かつ贅沢品ということもあり、税法は幾度の改正を経ながらも1989年(平成元年)に廃止されるまでの89年間、砂糖を課税対象としてきました。

課税対象の砂糖とは、砂糖、糖みつ及び糖水に区分され、さらにそれぞれが数種に細分化(砂糖が白砂糖や角砂糖などに細分)されていた。

その細分された種類ごとに1kg当たりの税率が定められていた。

一般の砂糖(白砂糖)は16円/kg、加工砂糖は高率で、角砂糖は25.5円/kgとなっており、種類によって税率を変えることにより、負担の公平という考慮がなされていた。

昭和63年の砂糖消費税の税収は410億円、国税収入総額が49兆4千億円、占める割合は0.1%でした。

今、砂糖に課税しようとアメリカ国内において検討されています。

導入理由は、昨年のハンガリーの「ポテチ税」・デンマークの「脂肪税」と同じで、メタボリック症候群の予防などのためということです。

どうなるのか、導入の可否がわかりましたら、改めてお知らせします。



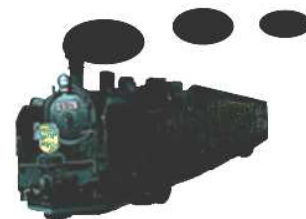
### ② 通行税

1940年(昭和15年)に汽車、電車、乗合自動車、汽船及び航空機の乗客に対し、旅客運賃、特別急行料金、急行料金、準急行料金及び寝台料金を課税対象としていた。

通行税法は、実は日露戦争当時の1905年(明治38年)に非常特別税の中に創設され、1910年(明治43年)に独立した通行税法として一度制定されたが、1926年(大正15年)に廃止、1938年(昭和13年)に日中戦争の軍事費の財源の一つとして通行税が復活し、1940年に独立した通行税法として制定された経緯があります。

通行税は、汽車、電車、乗合自動車の二等及び汽船の一等・二等は課税対象外で、グリーン料金などの質の高い運輸サービスの料金等に対して10%の税率で課税されていた。

昭和63年の通行税の税収は840億円、国税収入総額に占める割合は0.2%でした。



#### 【お問い合わせ先】

北見市租税教育推進懇話会又は  
北見税務署 税務広報広聴官  
加 賀 貢  
北見市青葉町3番1号  
Tel 0157-23-9160【直通】

『税に関する資料がほしい』  
『「北見版 暮らしを支える税」でこんな話題を取り上げてほしい』  
など、皆様のご意見・ご要望をお待ちしています。